

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7

氏名 株式会社 遠藤商会

代表取締役 遠藤 孝一

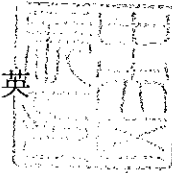
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第57条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年10月30日

中央区長 矢田 美英

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

4 作業場所 中央区の区域内

5 許可期間 平成21年11月1日 から
平成23年10月31日 まで

6 許可の条件

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

1 この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、区長に対して異議申立てをすることができます。

2 この許可については、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。